

再就職等監視委員会の活動状況

(平成27年度)

1. 委員会の開催状況

再就職等監視委員会を、計18回開催し、再就職等規制違反の疑いのある行為に関する調査結果や、再就職等規制に係る諸制度などに関して議論を行った。

2. 再就職等規制違反行為に関する調査状況

国家公務員法第106条の20第1項の規定に基づき「委員会による調査」を1件実施し、再就職等規制違反を認定し、違反事案の概要を公表した。併せて、違反行為を行った元職員の任命権者であった消費者庁長官に対し、調査を進める中で消費者庁の対応に問題が認められた点について、今後所要の措置を講ずるよう、意見を申し入れた。

また、国家公務員法第106条の25の規定に基づき公表される再就職情報や当委員会に寄せられた情報等を精査し、再就職の経緯に疑義がある場合や規制違反の疑いがある場合には、再就職した職員OBや人事当局、再就職先などに対して個別の調査を行った。

さらに、当委員会の指摘を受けて行われた任命権者調査において、2件の再就職等規制違反が判明し、当該府省からそれぞれの事案の概要が公表された。そのうち1件の事案の概要の公表に合わせて、当委員会から各府省等に対して、違反事案を踏まえ、再就職等規制の遵守に関する文書を発出し、特に、所属職員への周知に当たっては、職員の任用形態、役職及び離職までの期間等を考慮して、周知に用いる資料や周知方法を工夫することを指導した。

3. 再就職等規制に関する周知活動

再就職等規制に関するパンフレットやリーフレットを改訂、配布するとともに、各府省の本府省や地方支分部局等（全国9箇所）の人事担当者を対象にした再就職等規制の説明会を開催した。

また、自衛隊員のうち、平成27年10月から当委員会の監視対象となったいわゆる一般定年等隊員（定年が60歳以上の隊員）に対しても、防衛省との連携の下、再就職等規制に関する説明を行った。

さらに、全国各地の経済団体に対して、会員企業等への再就職等規制の周知や違反情報の提供の呼びかけを行うよう協力を依頼し、これを受けて、各経済団体の会報誌やホームページに再就職等規制の内容や違反情報の提供窓口として当委員会が掲載されたほか、会員企業等に再就職等規制に関するリーフレットの配布などが行われた。